

アメリカの税制改革と社会保障

関西学院大学教授 林 宜嗣

要 旨

アメリカは1983年に社会保障制度の改革を実施し、その中で個人所得税の公的年金給付一部課税を取り入れた。これは、年金財政の危機を解決することを主たる目的としたものであるが、公的年金と企業年金との間の課税上のアンバランスを解消するものでもあった。

社会保障制度の改革に統いて、1986年にはほぼ30年ぶりに税制の抜本的改革が実現した。改革は課税ベースの拡大と税率の引下げを行うことによって、アメリカ経済のパフォーマンスを増大させようとするものであった。

したがって、社会保障制度と直接的な関連を持つものではないが、アメリカ国民の老後保障において重要な役割を果たしている、個人年金(IRA)および企業年金(401プラン(k))への拠出の非課税措置が個人所得税改革の中で見直しの対象とされた。また、課税最低限と、低所得勤労者の救済措置として存在する勤労所得税額控除の引上げを行ったことは、貧困と個人所得税の関係を見直すものであった。

改革では「税負担中立性」が意図されたが、個人所得税減税と法人所得税増税を組み合わせた再分配効果は中立的なものではなく、しかも、法人税の帰着の設定の仕方によって異なった結

果をもたらすことに留意すべきである。

I はじめに

アメリカでは、1983年に社会保障連邦法が改正され、医療・年金制度の大規模な改革が実現した。その結果、医療費の抑制効果や、年金面でもOASI信託基金の赤字が解消するといった財政効果があらわれている。

こうした社会保障制度の改革に統いて、1986年10月には、レーガン大統領の強力な指導のもとに税制の抜本的な改革が実現した。この改革は1954年に内国歳入法典が全面的に書き換えられて以来、実に30年ぶりのものであった。そこでは、過去30年にわたる税制改正の過程で生じた数多くの租税特別措置を廃止することによって税制の不公平を排除し、同時に税率を引下げることによってアメリカ経済のパフォーマンスを増大する、という筋書きが立てられたのである。

1986年の税制改革(以下、86年改革とする)は社会保障の負担・給付に直接関係するものではない。それはサプライサイド経済学の立場から、勤労意欲をはじめとする各種インセンティブの促進や税制が持つ歪みの解消を主たる目的とするものであった。そして所得分配に関しては、86年改革に先だって発表された『公正、簡

素および経済成長のための税制改革』と題する財務省報告は、税制改革の実現性を高めるために個人所得税の「税負担中立性」という考え方を前面に打ち出している。

とはいっても、86年改革は私的年金を通じた老後保障のあり方、低所得勤労者への税制上の配慮についての見直しを行っており、また、政策的な意図の有無にかかわりなく、所得階層別の税負担分布を変更することを通じて所得分配に影響を及ぼしている¹⁾。

II 年金課税の改革

1. 1983年の社会保障改革と公的年金課税

一般財源による補填を行っている国が多い中で、アメリカは、公的年金制度である OASDI が原則として独立採算であり、もっぱら保険料（社会保障税）と基金の運用収入に依存する数少ない国であった。ところが、基金財政が悪化したことによって、1983年には歴史的にも、もっとも重要なものの一つであるといわれる社会保障制度の改革が行われた。

改革は制度適用対象、受給年齢など広範囲にわたるものであったが、財源調達に関しては、第1に社会保障税率の引上げ²⁾、第2に給付金の一部所得税課税と課税相当分の信託基金への投入が実施された。こうして、所得税制においても重要な課題である年金課税が社会保障制度改革の枠組みの中で実施されたのである。

アメリカの公的年金課税は、拠出面では、①事業主負担分は被用者に対する追加的給与とみなされず、全額を事業主の損金に算入し、②被用者負担分および自営業者負担分は所得から全く控除しないこととされている。他方、給付面は、従来から老齢年金、遺族年金、障害年金に

ついて個人所得税が非課税とされていた。

しかし1983年の社会保障制度改革において、賃金、利子、非法人の営業利潤などから成る調整総所得 (adjusted gross income。以下、AGI とする。) に公的年金給付の半額および非課税扱いの利子を合計した金額が、夫婦については3,200ドル（独身については2,500ドル）を超過する場合、

- ① その超過額が年金給付額を下回る者は、超過額の2分の1、
 - ② その超過額が年金給付額以上の者は、年金給付額の2分の1、
- を他の所得と総合して課税するという、給付金の一部課税制度が取り入れられた。

この給付金一部課税制度は公的年金財政の健全化を図ることに第1の目的があったことは否定できない³⁾。しかしながら、これを個人所得税の改革という観点からも、とらえることができる。つまり、公的年金に関しては給付が非課税扱いであるために、事業主負担分が課税から免れている。これに対して企業年金の場合には、拠出面の取扱いはおむね公的年金と同じであるが、給付面で本人拠出相当分を除く全額が個人所得税の課税対象に含められることによって事業主負担分が課税されるのである。公的年金給付の一部課税はこのような企業年金課税との間のアンバランスを解消するために必要とされる⁴⁾。

2. 個人年金課税の改正

2.1 改正の理由と経緯

アメリカの老後保障においては、OASDI の他に、個人年金である個人退職勘定 (IRA) と企業年金が重要な役割を果たしている。そして、これらの老後貯蓄を奨励するために、拠出非課

税などの税制上の優遇措置がとられてきた。86年改革では、課税ベースの拡大という一連の個人所得税改革の枠組みにおいて、これらの私的年金に対する優遇措置の見直しが実施された。

個人年金である IRA については、その拠出を所得控除するとともに、積立金の運用収益は、発生時には個人所得税が課税されず、拠出金の引出し時に通常の所得として課税されるという仕組みがとられていた。

1981年には「経済復興租税法(ERTA)」に基づく第一次レーガン税制改革が実施されたが、この改革はサプライサイド経済学をよりどころに、貯蓄・投資両面の特別措置を通じて経済成長を促進することに重点を置くものであった。そこで、貯蓄をさらに奨励するために IRA への拠出に係る所得控除が拡大された。

その後アメリカは大幅な財政赤字に見舞われ、レーガン大統領は財務省に、公正・簡素および経済成長のための税制改革プログラムの提出を求め、1984年に財務省報告が提出された。財務省報告の基本戦略は各種の税制上の優遇措置を廃止することによって、課税ベースを拡大するとともに、税率を引き下げるというものであった。そこには、税制は経済活動にできるかぎり中立的であるべきだという哲学が背景として存在し、個人所得税に関しては包括所得税が望ましいとする立場がとられた。

にもかかわらず、IRA への拠出の所得控除については財務省報告はきわめて好意的であり、第1に、本人の控除限度額を現行の2,000ドルから2,500ドルに引き上げる、第2に、専業主婦をもつ世帯への配慮から、配偶者の控除限度額を現行の250ドルから本人と同額の2,500ドルに引き上げること、を提案した。IRA への拠出の税制上の優遇措置は、財務省も認めている

ように「支出税」の論理であるが、支出税の短所を取り除きながら、資本蓄積の促進という支出税の利点を利用しようとしたのである。

しかし、IRA への拠出の優遇措置を継続させることに対しては、第1に、優遇措置は資産選択を歪めるとともに、利子が所得控除されるような種類の借金をし、その金を IRA に拠出することによって利ざやを稼ぐことが可能になる、第2に、IRA への貯蓄の大半は優遇措置がなくても行われるものであり、したがって、優遇措置に貯蓄促進効果を期待することはできない、という批判が出された。

このような批判を受けたこともあるって、1985年の大統領案は、IRA への拠出の控除限度額として、本人・配偶者ともに財務省報告の額を500ドル削減する形で提出された。しかし、この提案に対する議会の反応は厳しく、最終的に IRA への拠出の控除限度額はつきのような形で決着をみたのである。

- ① 企業年金にカバーされていない者、また、企業年金に加入しているが IRA への拠出控除前の AGI が25,000ドルに達しない独身納税者および40,000ドルに達しない夫婦については、現行通り本人2,000ドル、配偶者250ドルとする、
- ② AGI が25,000～35,000ドルの独身者については IRA への拠出の一部を所得控除する、
- ③ AGI が35,000ドルを上回る独身者、あるいは50,000ドルを超える夫婦の場合には優遇措置を認めない。

このように、IRA への拠出控除は廃止されなかったものの、財務省報告、大統領提案に比べてかなり制限されたものとなつたのである。

2.2 IRA と貯蓄奨励

IRA への拠出控除に所得制限を設けたこと

が老後貯蓄にどのような影響を及ぼすだろうか。これに関しては、それほど大きな影響はないとする考え方がある⁵⁾。

第1の根拠は、所得制限にひっかかるのは IRA 加入者 の一部にすぎないというものである。つまり、雇用者給付研究協会 (EBRI) の1986年の調査によると、所得控除が認められなくなるのは加入者全体の15%，所得控除の一部制限が適用されるのは全体の12%にすぎない。第2の根拠は、新法下においても IRA の運用収益の課税延期制度は存続するというところにある。このことは、所得制限によって IRA の拠出控除が認められない従業者であっても、依然として IRA への拠出が他の一般の預金に比べて有利であることを意味している。

たとえば、1ドルの勤労所得が、利子が課税される預金に向けられるならば、1ドルの預金の退職時の価値 V_{tax} は、

$$V_{tax} = (1-t_0)e^{[(1-t_0)i-\pi]T}$$

となる。ただし、 t_0 は現役時の限界税率、 i は名目限界税率、 π はインフレ率、 T は退職時までの期間を表している。これに対して、IRAに拠出した1ドルは、 t_r を退職時の限界税率とすると、

$$V_{IRA} = (1-t_r)e^{(i-\pi)T}$$

となる。

このように、運用収益が課税延期される IRA に拠出した場合には、発生時に収益が課税される預金の場合に比べて、第1に、IRA の運用収益は現役時代に適用される所得税の限界税率よりも一般的に低いと考えられる退職後の限界税率で課税される、第2に、IRA の場合は課税前収益が複利計算で増加するのに対して、他の課税資産の場合は税引き後の収益が複利計算される、という理由によって有利なのである⁶⁾。

3. 企業年金の課税延期措置

アメリカの多くの企業はまた、給与繰延べ制度である 401 プラン (k) を導入している。これは、従業員が税引き前の給与・ボーナスなどから一定金額の拠出を選択することによって、財形貯蓄として一定の限度内において個人所得税の繰延べが認められるというものであり、内国歳入法 (IRC) 401 (k) 条に由来しているものであるところから、それがそのまま名称として用いられている。

貯蓄を非課税とし、引出し時に課税されることから、IRA への拠出と同様、一般の預金に比べて税制上有利に取り扱われることになるため、401 プラン (k) を導入している企業の従業員と導入していない企業の従業員との間に税制上の取扱いの不公平が発生することになる。財務省報告は、このような不公平を回避するために、前述のように IRA 拠出の非課税限度額の引き上げを提案するとともに、現行の 401 プラン (k) の廃止を提案した。

その結果、86年改革ではそれまで30,000ドルないしは給与の25%の大きい方とされていた 401 プラン (k) への拠出限度額は、年間7,000ドルに引き下げられた。しかし、401 プラン (k) そのものは存続させたために、不公平は依然として残されている⁷⁾。

III 貧困と個人所得税改革

1. 課税最低限の引上げ

アメリカの個人所得税の課税最低限は、人的控除と概算控除 (standard deduction) から構成されている。このうち概算控除については、住宅ローン利子のような控除項目を個別に書き

上げる項目別控除 (itemized deduction) を選択することもでき、高所得層の多くは項目別控除を選択している。

86年改革では、次のように人的控除と概算控除の水準が引き上げられた。

	改革前	改革後
人的控除	1,080 ドル	1,950 ドル (1988年) 2,000 " (1989年)
概算控除		
共同申告	3,670 "	5,000 " (1988年)
独身世帯主	2,480 "	4,400 " (1988年)
独身	2,480 "	3,000 " (1988年)

その結果、夫婦子供2人の共同申告書を提出する世帯の場合、課税最低限は改革前の7,990ドルから12,800ドルへと、ほぼ2倍に引き上げられた⁸⁾。

このような課税最低限の大幅な引上げによって、改革前に比べて約600万の納税者が納税義務を免れることになった。しかし、1973年には貧困線所得水準にはば一致していた課税最低限は、1986年には貧困線所得の約3分の2の水準にまで低下しており、86年改革による課税最低限の引上げは、したがって物価調整減税を実施したにすぎないと見ることもできるのである⁹⁾。

なお、1989年から人的控除のインフレ調整が再開されるために、貧困者は今後も納税義務を負う必要はなくなった。

2. 低所得勤労者に対する配慮

アメリカの個人所得税には低所得勤労者への税制上の救済措置として、1975年の減税法以来「勤労所得税額控除」制度が導入されている。この制度は、勤労所得の一定割合を個人所得税から税額控除するものである。ただし、勤労所得がある一定の水準 (a) に達すると、税額控

除額は超過所得 (= 実際の勤労所得 - a) の一定割合ずつ減額され、その結果、所得が一定の水準に達した時点で税額控除は消滅する。

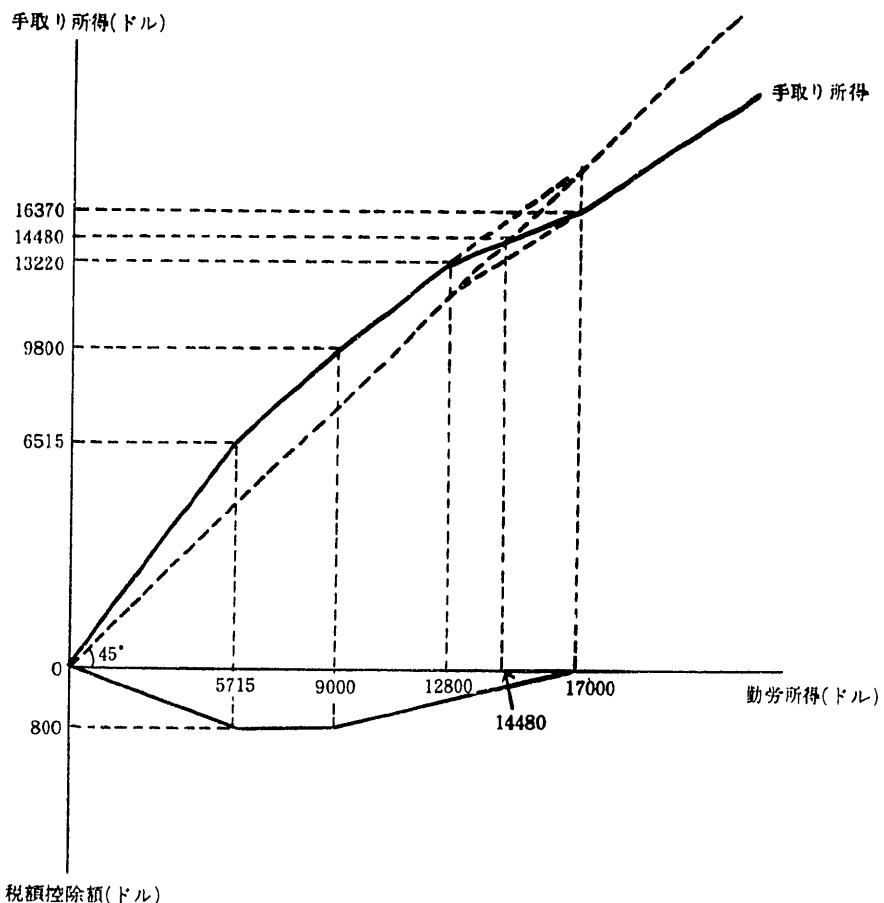
この勤労所得税額控除制度で特筆すべき点は、税額控除額が個人所得税の負担額を超過した場合には、その超過分が還付されることである。つまり勤労所得税額控除は「負の所得税」(negative income tax) への第一歩であるといえる。

改革前には、AGI が6,500 ドル以下の場合、勤労所得の11%に相当する税額控除を受けることができた。ただし、税額控除は550 ドルで頭打ちとなり、AGI が6,500 ドルを超えると税額控除は削減され、11,000 ドルで消滅する仕組みであった。86年改革では、AGI が9,000 ドル以下の場合、勤労所得の14%に相当する税額控除が受けられるようになった。ただし、税額控除は800 ドルで頭打ちとなり、AGI が9,000 ドルを超えると税額控除は超過 AGI の10%の率で削減され、17,000 ドルで消滅する、というように改正された。

たとえば夫婦子供2人の標準世帯（共同申告書提出）の場合、図1に示したように、

勤労所得5,714 ドル以下	勤労所得 × 14% の税額控除
5,715～ 8,999 ドル	800 ドルの税額控除 (課税無し)
9,000～ 12,800 ドル	(勤労所得 - 9,000 ドル) の 10% の税額控除削減 (限界税率が10% ということ)
12,800～ 17,000 ドル	税額控除の削減 + 通常の 所得税課税 (限界税率が 25% ということ ¹⁰⁾)
17,000 ドル～	税額控除は無し。通常の

図1 勤労所得税額控除と手取り所得
(夫婦子供2人で、共同申告書提出者のケース)



注) 分かりやすくするために、縦軸の税額控除額および個人所得税負担額は拡大して表示している。

所得税が課税) 限界税率
は再び15%に)

となる。したがって、収支分岐点（税額控除と個人所得税納税額とが等しくなる所得水準）は14,480ドルとなり、これが勤労所得税額控除を考慮した場合の課税最低限となる。また、税額控除の頭打ち額および削減の始まる所得水準はインフレ調整されることになった。

すでに述べたように、勤労所得税額控除は「負の所得税」への第一歩であり、これは社会保障制度改革の問題であるとともに、個人所得税を負の領域にまで拡大することによって税制の累進度を高める効果を持っている。

しかしながら、この制度は勤労所得者で扶養

家族を持つ低所得世帯にのみ適用され、年金などの不労所得に頼って生活する多くの低所得世帯は恩恵にあずかるとはできない。その意味では勤労所得税額控除制度は貧困対策としての完全な負の所得税とは言えず、低所得勤労者の勤労意欲を促進するための補助金とみなすこともできる¹¹⁾。

IV 税制改革と所得再分配

1. 個人所得税改革の再分配効果

個人所得税はその負担分布を通じて直接的な所得再分配効果を発揮する。86年改革において実施された、①税率表のフラット化、②課税ペ

表1 個人所得税改革による負担増減の所得階層別分布(1988年)

所得階層 (AGI)	課税ベースの拡大	税率表のフラット化	課税最低限の引上げ
0～10,000ドル未満	0.7%	3.1%	-7.2%
10,000～20,000 "	3.6	7.5	-24.0
20,000～30,000 "	7.9	—	-24.8
30,000～50,000 "	23.7	-20.7	-35.5
50,000～100,000 "	30.1	-33.0	—
100,000ドル以上	34.0	-57.3	-9.2
合 計	100.0	-100.0	-100.0

出所) Musgrave (1987)

ースの拡大、③課税最低限の引上げ、は個人所得税負担の所得階層別分布に影響を及ぼしていると考えられる。

このうち税率表の改正に関しては、改革前の14段階の税率表が、15%，28%の2段階にフラット化された。ところが、これでは高額所得者にも15%の税率表が適用され、税負担が大きく軽減されることになる。そこで、15%の税率適用による高所得層の負担軽減を抑えるために、一定範囲の課税所得（共同申告書を提出する夫婦の場合には7万1,900～14万9,250ドルの範囲）には5%の付加税が適用されることになった。これによって、実際の税率表は、15, 28, 33, 28の4段階となる。しかし、税率表のフラット化が高所得層に有利に作用することに変わりはない。

課税ベースの拡大については、改革前の長期キャピタル・ゲインの60%非課税の廃止、消費者ローン利子控除の廃止といった項目別控除の見直しによって、高所得層に負担を課すことになる。

課税最低限の引上げと前述の勤労所得税額控除の引上げは低所得層の負担を軽減することになる。しかし、課税最低限の引上げは同時に高所得層の負担をも軽減することになるため、課税所得が14万9,250ドルを超える高額所得者に

表2 個人所得税負担の変化(1988年)

所 得 階 層	変 化 率
0～10,000ドル未満	-65.7%
10,000～20,000 "	-22.3
20,000～30,000 "	-9.8
30,000～40,000 "	-7.7
40,000～50,000 "	-9.1
50,000～75,000 "	-1.7
75,000～100,000 "	-1.0
100,000～200,000 "	-2.4
200,000ドル以上	-2.3
合 計	-6.3

出所) Joint Committee on Taxation

については、課税所得に対する税額の割合がつねに28%になるように人的控除が段階的に削減され、一定の水準（共同申告書提出の場合は19万7,930ドルの水準）のところで、人的控除は完全に取り除かれる、という仕組みが取り入れられた。

表1は所得税改革による負担の増減の所得階層別分布を改革の主要項目別に見たものである。課税最低限の引上げによる利益は主として低所得層に及んでいるが、税率のフラット化の利益は中高所得層に集中している。しかし、税率のフラット化による負担減は課税ベースの拡大による負担増によって相殺される。

以上の諸効果を統合する形で所得税改革の再分配効果が發揮されるが、表2に示したように、

個人所得税はすべての階層にわたって減税となっている。このため、個人所得税全体では14億ドル以上の大幅な減税となった。

2. 税制改革全体の再分配効果

86年改革の分配効果を個人所得税に限ってみた場合には、上で見たようにすべての階層にわたって減税となる。しかし、財務省案から両院合意案に至る税制改革案は、個人所得税減税、法人所得税増税により税収中立性を確保する点で共通していた。法人所得税の負担も最終的にはいずれかの個人に帰着するはずであり、税制改革の分配効果は改革全体の効果としてとらえる必要がある¹²⁾。

表3は法人所得税の増税を含めた税制改革全体の効果を所得階層別に見たものである。この計測は、法人税が資本に帰着するという仮定を設けたために、法人所得税の増税によって税負担の累進性は強化されている¹³⁾。

しかしながら、86年改革のように、税負担が

表3 個人・法人所得税の改革にともなう税負担の変化

所得階層	変 化 率	
	個人・法人 所得税負担	連邦税全体 の負担
第1分位	-44%	-16%
2	-32	-11
3	-24	-10
4	-16	-7
5	-12	-6
6	-8	-4
7	-7	-4
8	-6	-3
9	-6	-4
10	+3	+2
最高 5 %	+4	+3
最高 1 %	+5	+5

出所) Pechman (1987)

注) 1985年ベース。

個人から法人にシフトする場合、法人税の帰着仮説の設定のしかたによって分配効果は大きく変わってくる。ところが、財政学者の間では、法人税の帰着に決着を見ていないのが現状である。法人税の帰着に関する代替的な仮説の下で分配効果が計測され、その情報が税制改革の審議の際に提供されていたならば、改革の内容も異なったものになっていたかもしれない¹⁴⁾。

V むすび

1986年に実施されたアメリカの税制改革は、社会保障制度と直接の関連を持つものではない。しかし、課税ベース拡大の方向のなかで、アメリカ国民の老後保障において重要な役割を果たしている個人年金および企業年金の拠出に関する税の優遇措置の見直しが行われた。また、課税最低限の引上げと勤労所得税額控除の引上げによって貧困者の税負担の軽減も図られている。

今回の税制改革を再分配効果の観点からとらえてみると、個人所得税から法人税への負担のシフトによって所得分配には中立的でない影響をもたらしたものの、基本的には「税負担の中立性」が意図されたものであった。このような旧法の負担配分を前提とした税制改革に対して Musgrave (1987) は次のような異論を唱えている。

つまり、優遇措置によって課税ベースが侵食されていたとするなら、その抜け穴を防ぐことによって、旧法の税率表が持つ累進性を復活させることこそ必要ではなかったか。抜け穴によって弱められた累進度を前提として、それに中立的な改革を行うことは、過去の抜け穴の存在をむしろ容認したことになる。

要するに、1986年の税制改革では、どのよう

な累進度が望ましいかについての政治的な議論は展開されなかったのである¹⁵⁾。

最後に付加価値税の導入について簡単にふれておこう。1984年の財務省報告は課税ベースの広い間接税としては付加価値税がもっとも望ましいとしながらも、逆進性と徴税コストの増大を主たる理由として、導入には否定的な結論を下し、86年改革では付加価値税の導入は見送られた。しかし、リベラル派を中心として、社会保障や福祉プログラムなどの歳出を削減することなく、アメリカがかえる巨額の財政赤字を削減するためには付加価値税の導入が必要であるとする声も強いものがある。連邦段階での付加価値税導入の是非をめぐって、今後議論が展開される可能性は残されている¹⁶⁾。

注

- 1) 86年改革や財務省報告の内容については、たとえば橋本（1987）や藤田（1987）などで詳細な紹介がなされている。
- 2) 社会保障税率は、1984年1月から、雇主・雇用者各5.4%が5.7%に、自営業者8.05%が11.4%に引き上げられた。
- 3) OASI 信託基金は1982年11月と12月に給付不足分として総額175億ドルにのぼる基金間融資を受けていたが、1986年4月には赤字を完済している。
- 4) Chernick and Reschovsky (1985) を参照。
- 5) Hausman and Poterba (1987) pp. 109-16を参照。
- 6) 現役時に33%の限界税率が適用され、所得控除の所得制限を上回るが、退職後には15%の限界税率が適用される人にとっては、退職前に30年間拠出すれば、他の預金に比べて、退職時には1.97倍の価値になる。また、退職後も、現役時と同様に33%の限界税率が適用される人であっても、IRAは他の預金よりも70%高い価値になる。
- 7) 課税延期対象繰延べ給与限度額の引下げによって貯蓄（給与の繰延べ）が減少することが予想される。しかし、86年改革によってIRAへの拠出の非課税限度額が制限されたことにともなって、貯蓄が401プラン（k）にシフトする可能性を考

慮すると、貯蓄への影響はそれほど大きいものではないかもしない。

- 8) ただし、アメリカの場合、扶養家族を持つ低所得労働者に対する救済措置として後述する「勤労所得税額控除」を認めていたために、課税最低限の水準は単純に人的控除と概算控除（項目別控除）の合計とはならない。したがって、この値は勤労所得税額控除適用前のものである。
- 9) Musgrave (1987) p. 61.
- 10) AGIが課税最低限の12,800ドルを超えると、税額控除の削減率（10%）に加えて所得税の限界税率（改正後15%）が適用され、両者を合計すると限界税率は25%となる。
- 11) 扶養家族があり、しかも配偶者が働いていない年収5,000ドルの労働者世帯の場合、所得税の限界税率はゼロであるから、追加的に働いて1ドルを稼げば、手取りは1.14ドル増加する。
- 12) 財務省報告では所得階層間での税負担配分の中立性がうたわれていた。
- 13) Aaron (1986) の計測によると、法人税の増税が個人に帰着することを仮定すれば、5万ドル以上の階層では増税、それ以下の階層では減税となる。
- 14) この点に関して、Buchanan (1987) は86年改革を支持した納税者は、税制改革がもたらす負担の所得階層別分布（とくに法人税の負担）や経済効果について正しい情報を持っていたかどうかという疑問を投げかけている。
- 15) McLure and Zodrow (1987) は今回の改革が意図した「税負担の中立性」に関しては、むしろ税負担配分を変えるというきわめて政治的な問題にかかわることなく、課税ベースの拡大にともなう技術的問題を解決するための戦術であったと評している。
- 16) 最近のアメリカにおける間接税論議については前田（1988）に詳しい。

参考文献

- 1) Aaron H. J. (1986), "The Impossible Dream Comes True," in J. A. Pechman ed., *Tax Reform and U. S. Economy*, The Brookings Institution.
- 2) Buchanan J. M. (1987), "Tax Reform as Political Choice," *Economic Perspectives*, Vol. 1, No. 1, Summer, pp. 29-35.

- 3) Chernick H., and A. Reschovsky (1985), "The Taxation of Social Security," *National Tax Journal*, Vol. 38, No. 2, June, pp. 141~52.
- 4) 橋本恭之(1987)「アメリカの税制改革」橋本徹・山本栄一編『日本型税制改革』有斐閣。
- 5) Hausman J. A., and J. M. Poterba (1987), "Household Behavior and the Tax Reform Act of 1986," *Economic Perspectives*, Vol. 1, No. 1, Summer, pp. 101~19.
- 6) 藤田 晴 (1987)『税制改革 その軌跡と展望』税務経理協会。
- 7) 前田高志 (1988) 「最近のアメリカにおける間接税改革論」『租税研究』第467号, 48~55頁。
- 8) McLure C. E., and G. R. Zodrow (1987), "Treasury I and the Tax Reform Act of 1986: The Economic and Politics of Tax Reform," *Economic Perspectives*, Vol. 1, No. 1, Summer, pp. 37~58.
- 9) Musgrave R. A. (1987), "Short of Euphoria," *Economic Perspectives*, Vol. 1, No. 1, Summer, pp. 59~71.
-----, and P. B. Musgrave (1984), *Public Finance in Theory and Practice*, McGraw-Hill (木下和夫監修, 大阪大学財政研究会訳『マスグレイヴ財政学II』有斐閣)。
- 10) OECD (1988), *Reforming Public Pensions*.
- 11) Pechman J. A. (1987), "Tax Reform: Theory and Practice," *Economic Perspectives*, Vol. 1, No. 1, Summer, pp. 11~28.
- 12) U. S. Department of the Treasury (1984), *Tax Reform for Fairness, Simplicity, and Economic Growth*.

(はやし よしつぐ*)